広報
No.559
2009
7/1

あいかわ
AIKAWA

編集・発行/愛川町総務部総務課
〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
☎046-285-2111（代）
FAX046-286-5021
http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/

中津川の川遊び

もくじ

特集　ファミリーサポートセンター……2
町政情報館　町職員を募集します……5
シリーズ家庭……8
やまなみワイド・図書カードが当たるお楽しみクイズ……9
インフォメーション……10
保健ガイド……12
みんなの活動ファイル……14
愛川トピックス……15

特集

パパもママも安心して
いってらっしゃい！

町ぐるみで子育てを支援する「ファミリーサポートセンター」

本来、子育ては家庭が中心となって行うものです。しかし、女性の社会進出や核家族化、近所付き合いが少なくなってきたことなどによって、家庭や隣近所などの狭い範囲で助け合って子どもを育てることが難しい時代になってきました。

そうした状況の中、子どもを保育所に通わせている方からは、保育所の終了時刻を延長してほしいといった意見や、急な外出や病気などで子どもの面倒を見ることができずに困ったことがあるなどの意見があり、安心して子どもを預けられる場所を探すのに大変苦労している様子が浮かび上がってきました。

町では、こうした町民皆さんが安心して仕事と育児の両立ができる環境を整えるため、町ぐるみでお互いに子育てを支援する「ファミリーサポートセンター」事業を実施しています。

今回の特集では、実際にお子さんを預けている依頼会員の桑田さんと、預かっている提供会員の峰岸さんの一日を通して、地域で支え合うファミリーサポートセンターの役割に迫ります。

ファミリーサポートセンターとは

会員同士がお互いに助けたり、助けられたりして、子育ての相互援助活動を行う仕組みです。同じ町に住む人同士が子育て中の家庭を支援することで、安心して子育てができる環境づくりをサポートするこの仕組みは、多くの方の登録が活動充実の鍵となります。

例えば、冠婚葬祭、残業などで少しの間だけ子どもを預けたいときに、ファミリーサポートセンター事務局に連絡をすると、希望の時間帯に預かり可能な会員を紹介します。紹介は無料ですが、預け先の会員に支払う報酬（利用料金）が必要になります。事前に会員登録が必要ですので、希望する方はファミリーサポートセンター事務局で手続きをしてください。

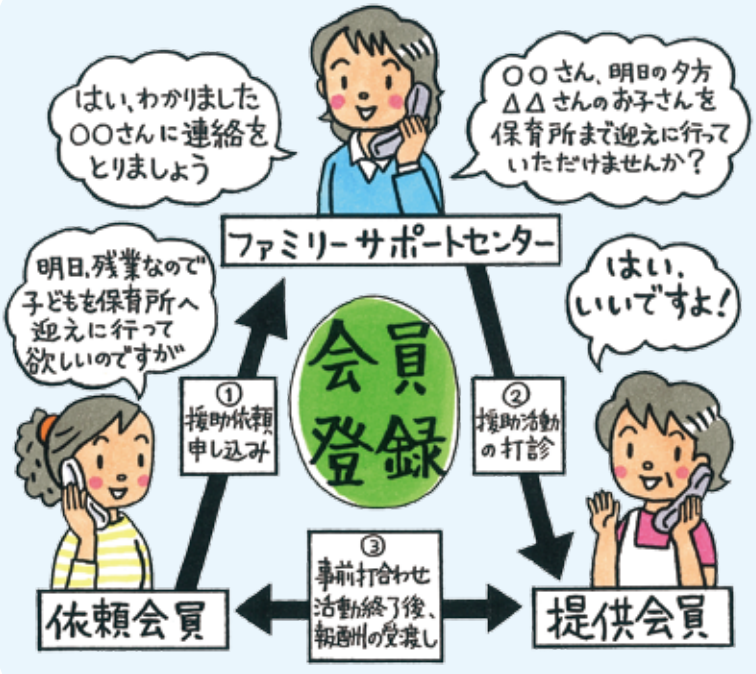

一穂ちゃんは家族と同じ

今日は、依頼会員の桑田さんが、仕事で遅くなるため、終わるまでの間、娘の一穂ちゃん（8歳）を提供会員の峰岸さんに預かっていただきます。

峰岸さんは、センター開設当初からの会員で、現在5歳になる娘の想ちゃんを持つお母さんです。

桑田さんは峰岸さんに週2回定期的に援助をお願いしています。

一穂ちゃんを放課後児童クラブに迎えにいく峰岸さん。

桑田さんが迎えにくるまで峰岸さん宅で一穂ちゃんを預かります。

姉妹のように仲良く遊ぶ一穂ちゃんと想ちゃん。家族のように慣れ親しんでいます。

桑田さんが一穂ちゃんを迎えにきました。「バイバイ、またね〜」

ファミリーサポートセンターレポート①
提供会員の峰岸さんに聞きました

なぜ提供会員になろうと思いましたか。また、不安はありませんでしたか？

自分も子育て中で、子育ての大変さが分かりますので、力になりたいと思いました。子どもが大好きで、自宅で保育ができるということもあって、すぐに会員になりました。

自分にも子どもがいるので特に不安はありませんでしたが、やはり他人のお子さんをお預かりする立場として、けがなどには十分気をつけています。

一穂ちゃんはわが子のようにかわいくて、娘の想もお姉ちゃんができたみたいで喜んでいます。

子どもと過ごすとき、意識していることはありますか？

ただ預かるというのではなくて、一人の子どもを育てているという自覚がありますので、工夫しながら遊んでいます。

私は一穂ちゃん以外にも、お子さんをお預かりすることもありますが、いつも、今度子どもが来たら何をして遊んであげようかなと考えています。

提供会員になって良かったなと思うことはありますか？

いろいろな子どもたちから「パワー」をもらえることですね。子どもたちと接していると、日常生活の中で意外な発見や驚きがあり、精神的にも肉体的にも刺激を受けて、元気になりますね。

ファミリーサポートセンターレポート②
依頼会員の桑田さんに聞きました

センターの事業を何で知りましたか？

現在共働きで、残業をすると迎えに行くことができなくて困っていたんです。そんなとき「広報あいかわ」でファミリーサポートセンターの記事を見て、一般の家庭で子どもをみていただけることを知って「これだ！」と思い、すぐに会員になりました。私の近くにも、同じように困っている人がいたので早速教えてあげました。

他人に子どもを預けることに不安はありませんでしたか？

峰岸さんとお会いして打ち合わせをしたときに人柄も分かりましたし、心配はしませんでした。また、私自身も峰岸さんにいろいろと話し相手になってもらっていますし、峰岸さんと知り合いになれて、とても良かったなと思っています。もしこの制度がなかったら、仕事に行けなかったかもしれませんね。

育児でなかなか外に出られない方もいると思いますが、趣味を身に付けて自分を高めたり、夢を追って新しく何かを始めたりしたい方は利用させていただいたら良いと思います。

自分の家庭だけでは体験できない多くのことを峰岸さんから学び、子ども、そして自分自身にとってとてもプラスになっていると語る桑田さん。

峰岸さんと桑田さんのお互いの信頼関係が伝わってくる一日でした。

ファミリーサポートセンターについてもっと教えて Q&A

Q1 どんなときに利用できるのでしょうか？

ファミリーサポートセンターは、少しの間、子どもを預かってほしい場合に利用できます。軽易で短期的・補助的なものに限りますので、宿泊を伴う預かりはできません。預かる場所は原則として提供会員の自宅です。

例えば
・冠婚葬祭などで保育所や幼稚園、放課後児童クラブへの送迎ができないので、代わりに行ってほしい。
・病院や買い物、習い事などへ行く間、赤ちゃんを見てほしい。
・育児疲れのリフレッシュをしたい。など

Q2 会員には誰でもなれますか？

会員には、子どもを預けたい依頼会員と子どもを預かりたい提供会員の2種類あります。それぞれの要件は次のとおりです。

依頼会員
・町内に在住・在勤の方で、育児の援助を受けたい方
・生後3カ月から小学校3年生までのお子さんをお持ちの方

提供会員
・町内に在住・在勤の方で育児の援助をしたい方
・提供会員の方には、講習を受けていただきます。

Q3 提供会員は資格を持っていますか？

提供会員の資格は問いませんが、依頼会員が安心してお子さんを預けていただけるよう、提供会員を対象に、育児のポイントや子どもの安全と健康など、援助に必要な基本的な知識を身に付けていただく「講習会」を行っています。

平成19年4月にスタートしてからこれまで、事故やけがが一件もなかったことは、提供会員の心構えの表れだと思います。

Q4 入会の手続きは？

①依頼会員は、援助が必要になったとき、ファミリーサポートセンター事務局に電話または直接申し込んでください。
②ファミリーサポートセンター事務局は、依頼会員に提供会員を紹介します。
③事前打ち合わせを済ませ、援助活動を始めます。
④援助の終了後、提供会員は依頼会員から報酬を受け取ります。

Q5 利用料は？

区　分	報　酬
月曜日～金曜日 午前7時～午後8時	子ども一人につき 1時間　700円
土曜日・日曜日・祝日・年末年始 および上記以外の時間帯	同　900円

※交通費、食事、ミルク、おやつ、おむつ、保育用具などについては、依頼会員が準備または実費をお支払いいただきます。

「銀も金も玉も　何せむに　まされる宝　子にしかめやも（意味：金銀財宝も、子どもという宝に勝るものではない）」と万葉歌人の山上憶良が詠んだのははるか奈良時代のこと。どんな時代においても子どもは社会の宝です。すべての子どもが、家庭や地域で豊かな愛情に包まれながら成長できる社会づくりが重要です。安心して子どもを産み、育てられる環境を、私たちみんなで築き上げていくためにも、あなたの力が必要です。

子育てに協力したい方、子育ての手助けを必要としている方は、ファミリーサポートセンターに会員登録してみてはいかがでしょうか。

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班☎（直通）2851-6932

町職員を募集します

来春採用予定の町職員を募集します。受験案内と申込用紙は、総務課で配布しています（土曜・日曜・祝日を除く午前9時から正午および午後1時から5時まで）。また、町ホームページからも取り出せます。

申込方法◆申込用紙に必要事項を記入し、総務課へ本人が直接お持ちください。

受付期間◆8月9日(日)～11日(火)

第一次試験日◆9月20日（日）

問い合わせ◆総務課総務班☎（内線）3215

試験区分	主な受験資格	募集人数
一般事務職（大学卒業程度）	昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人	若干名

※詳細は受験案内で確認してください。

介護サービス利用者の皆さんへ 利用料の一部を助成します

訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護サービスを利用された際の利用者負担分10％のうち、7％に相当する額を助成します。

対象者◆介護保険法で規定する「要支援1～要介護5」に認定されており、その方を含む世帯全員が町民税非課税となっている方

申請方法◆次のものをお持ちの上、健康長寿課で申請してください。

①介護保険証
②印鑑

問い合わせ◆健康長寿課長寿いきがい班☎（内線）3340

国民年金保険料 免除・納付猶予申請のお知らせ

国民年金第1号被保険者（厚生年金などの被保険者またはその方に扶養されている配偶者以外の方）で、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料納付が免除、一部納付または納付猶予が承認される制度があります。

申請は原則として毎年度必要で、平成20年度（平成20年7月から平成21年6月までの間）に免除・猶予が承認された方でも、平成21年度（平成21年7月から平成22年6月までの間）も引き続き承認を希望する場合は、申請が必要になります。申請が遅れ未納のままにしておくと、将来年金が受給できなくなることもありますので、早めに国保医療課で申請してください。

なお、7月末日までであれば、平成20年度分の申請をすることができます。

申請が必要な方◆

①平成21年度に新規に承認を受けたい方

②平成20年度に承認され、次に該当する方

・平成21年度以降の継続審査を希望しなかった方で、引き続き承認を受けたい方

・一部納付を承認された方

・失業など特例により承認された方

※平成21年度以降の継続審査を希望し、全額免除または納付猶予が承認された方は、申請の必要はありません。

③納付猶予承認中に30歳になった方

申請に必要なもの◆

①年金手帳

②印鑑

③平成20年4月1日以降の失業などを理由とするときは、次のいずれか。

雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職証明書および町民税・県民税税額変更通知書（特別徴収から普通徴収に切り替わった証明）、公務員だった方は辞令

※ことしの1月1日に愛川町に住民登録がなかった方は、所得（課税）証明書（1月1日に住民登録していた市区町村で発行されます）を提出していただく場合があります。

問い合わせ◆国保医療課国保年金班☎（内線）3374

自治会に加入しましょう

愛川町には21の自治会（区）があります。自治会は、地域に住む人たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、それぞれの地域における身近な問題を共に解決し、より住みやすい豊かな地域づくりのためになくてはならない大きな役割を果たしています。

特に、自治会は災害発生時の緊急活動に力を発揮します。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の際には、自治会による消火活動や炊き出しなどが大きく評価されました。

また、町の各種のお知らせやイベント情報を掲載している「お茶の間通信」は、自治会の配布員が各家庭にお届けしています。

活動内容

それぞれの区では、創意工夫を凝らしたさまざまな活動を行っています。活動内容は区によって異なります。

●**親睦活動**　夏祭り、盆踊り、運動会、文化祭、ハイキングなど

●**防犯・防災活動**　防犯パトロール、災害時に備えた自主防災組織の運営や防災訓練など

●**その他の活動**　環境美化作業、交通安全教室の開催など

自治会活動に参加しましょう

住みよい地域社会を築くためには、そこに住んでいる皆さんの参加や協力が不可欠です。安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、積極的に自治会活動に参加しましょう。

自治会の加入に際しては、地域の自治会役員までご連絡ください。

問い合わせ◆総務課総務班 ☎（内線）3215

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事費用を一部補助します

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断（一般診断）や耐震改修工事を行った方へ、その費用の一部を補助しています。

補助金の交付決定前に実施した住宅は対象外となりますので、診断や工事をお考えの方は、事前に都市施設課までご相談ください。

対象となる建物◆次の条件をすべて満たす木造住宅が対象です。

①昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅

※昭和56年6月1日以降に増築・改築した住宅や、枠組み壁工法およびプレハブ工法の住宅は対象外です。

②自己所有で自ら居住する住宅や、店舗・事務所などの併用住宅

※賃貸住宅、貸店舗（併用住宅を含む）は対象外です。

③耐震診断への補助は、①～②に加え、町が指定した耐震診断技術者が行った一般診断であること。

④耐震改修工事への補助は、①～③に加え、耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1・0未満となった住宅の改修工事であること。

補助金額◆

●**耐震診断（一般診断）**　診断費用の2分の1（上限4万円）

●**耐震改修工事**　工事費用の2分の1（上限50万円）

申請に当たって◆建築した際に建築確認を受けた書類・図面など、建築時期がわかるものをお持ちの上、事前に都市施設課へご相談ください。これらの書類が見当たらない場合でもご相談ください。

問い合わせ◆都市施設課都市計画班 ☎（内線）3443

■悪質な訪問販売にご注意を！

町では耐震診断や耐震改修工事に関し、個別訪問は一切行っていません。「町の方から来ました」「役場から依頼されています」などと公的機関を名乗って、点検や商品の販売、工事の契約をしようとする業者がいます。おかしいと思ったらはっきり断りましょう。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入者の皆さんへ

保険料額決定通知書をお届けします

平成20年の所得が確定したことに伴い保険料額も正式に算出されたため、7月中旬に、平成21年度保険料額の正式な決定通知「保険料額決定通知書」を送付します。

保険料は、前年の所得（平成21年度は平成20年の所得）を基に計算され、納めていただく金額などは次のとおりです。

4月に仮算定の通知が届いている方◆前年の所得が確定するまで（4月・6月・8月、1～3期）は仮算定額による金額を納めていただき（仮徴収）、所得確定後（10月・12月・2月、4～6期）は年間保険料の額から仮徴収分を差し引いた額を納めていただきます。

初めて保険料の通知が届いた方◆金額および納付方法は、通知書に記載してありますのでご覧ください。

医療費負担割合は毎年見直しされます

病院の窓口などで支払う医療費の負担割合は、前年の所得に基づいて毎年見直しされます。変更となった方には、7月に新しい保険証を送付します。また、この見直しによって負担割合が3割になる方で、世帯内の収入額が一定の基準を満たす場合は、申請により負担割合が1割になります。該当すると思われる方には、新しい保険証を送付する前に「基準収入額適用申請書」を送付しますので申請してください。

非課税世帯の方は

町県民税の非課税世帯の方は、入院した時にかかる医療費や食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、次のものをお持ちの上、国保医療課で申請してください。

① 保険証
② 印鑑
③ ことしの1月1日現在、愛川町に住民登録がなかった方は、世帯全員の市町村県民税の「平成21年度非課税証明書」

※1月1日に住民登録をしていた市町村で発行されます。

問い合わせ◆国保医療課国保年金班 ☎（内線）3379

町営プールがオープンします 7月12日（日）～9月6日（日）

7月12日から、田代運動公園をはじめとする町営プールがオープンしますので、どうぞご利用ください。水温などによって、利用できない日もありますのでご了承ください。

施設名	時間	使用料	問い合わせ
田代運動公園プール	午前9時～午後7時	大人　300円 小人（中学生以下）150円	田代運動公園プール ☎ 281-1842
第1号公園プール		大人　100円 小人（中学生以下）50円 ※1回につき2時間	第1号公園体育館 ☎ 285-1818
三増プール	午前9時～午後5時		
坂本プール			

7月は社会を明るくする運動強調月間

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、社会を明るくする運動実施委員会が中心となり、街頭啓発キャンペーンなどを通じて犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼びかけています。

重点目標◆犯罪や非行をした人たちの就労支援

問い合わせ◆福祉支援課地域福祉班 ☎（内線）3352

……シリーズ家庭

自然とのふれあいで学ぶもの

最近、テレビの CM などで、家族でゲームをしている風景をよく見掛けますね。子ども同士の遊びや家族と過ごす時間に、家庭用ゲーム機や通信ゲーム機が利用されているのも時代の流れといえるでしょう。

もちろん、ゲームを楽しみながら家族と過ごすのは悪いことではありません。しかし、ゲーム機の普及により、外で遊ぶよりも部屋の中で遊ぶ子どもが増え、自然体験をする機会が減っているのではないでしょうか。

増えている「自然体験がほとんどない」

全国の公立小学校４・６年生と中学校２年生約１万４千人を対象とした調査では、自然体験をほとんどしたことがない割合が増加しているという調査結果が出ています。自然に恵まれた愛川町の子どもたちが、これと同じ調査結果になるとは必ずしも言えませんが、状況は同じであると推測できます。

次の体験がほとんどない割合	平成 10 年	平成 17 年
チョウやトンボ、バッタなどの昆虫を捕まえた	19%	35%
太陽が昇るところや沈むところを見た	34%	43%
大きな木に登った	43%	54%
キャンプをした	38%	53%
海や川で泳いだ	10%	26%

※独立行政法人国立青少年教育振興機構：「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」報告書　平成 17 年度調査より。

自然の中に連れて行こう

日本には、四季折々の自然の美しさがあります。また、愛川町は山や川に囲まれ、多くの植物や動物、昆虫などとふれあえる機会がたくさん作れます。実際に、お子さんを自然の中に連れて行ってみてはいかがでしょうか。もしかしたら、普段は気にかけていなかったもの、見たことがないものに出会うかもしれません。

自然の中で遊ぶことで、驚きや感動を共に体験し、豊かな感性をはぐくみ、自然や環境を大切にする心、忍耐の大切さを学べることでしょう。

身の回りでも自然体験を

まずは、ベランダなどでも楽しめる、手軽なプランターを利用した家庭菜園を始めてみてはいかがでしょうか。土に触れ、苗を育てる楽しさ、難しさなどが体験でき、自然とのふれあい経験になるのではないかと思います。

家庭の日・あいさつ声かけ運動推進の町

毎月第3日曜日は家庭の日

問い合わせ◇生涯学習課青少年教育班（内線）3642

やまなみワイド

厚木市 小江戸あつぎまつり

もうすぐ本格的な夏を迎えます。今回は、江戸時代に「小江戸」と呼ばれた厚木の文化や風俗を再現する「小江戸あつぎまつり」を紹介します。

ことしで５回目を迎える祭りは、「厚情！風流で賑やかな小江戸あつぎまつり」をテーマに掲げて開催します。会場内には江戸風の屋台が立ち並ぶ空間が広がり、市内の特産品の販売や子どもみこし、小江戸仮装などが展開されます。夜になると灯籠も点灯され、会場をさらに盛り上げます。

さまざまな小江戸の表情が楽しめる一日。皆さんもおそろいでお越しください。

日時◆7月11日（土）午後1時～8時（雨天実施）
会場◆東町商店街～天王町通り（厚木神社周辺地域）
内容◆小江戸風屋台、子どもみこし、灯籠の点灯式、古典芸能、小江戸仮装、大道芸など
問い合わせ◆厚木市商業にぎわい課☎225―2840

鉄砲隊の行進

紙きり細工の屋台

清川村 伝統行事「青龍祭」

愛川町の皆さん、こんにちは。今回は、夏をさらに熱く盛り上げる清川村の伝統行事「青龍祭（せいりゅうさい）」をご紹介します。

ことしで23回目を迎えるこのイベントは、江戸時代に行われていたという雨乞（ごい）いを再現したもので、当日は、地域の皆さんが竹やカヤなどで作った体長20メートルを超す雌雄2頭の巨大な龍が村内をパレードし、その後の本祭では、勇壮な青龍太鼓の演出に合わせて会場内を練り歩きます。

盛り上がりが最高潮に達すると祈願札（※）を身にまとった龍に火が付けられ、「昇龍の儀式」が挙行されます。豪壮に燃え盛るその姿は、まさに圧巻の一言。フィナーレでは、打ち上げ花火が夏の夜空に花を咲かせます。

今では夏の風物詩となった「青龍祭」。ご家族おそろいでぜひお越しください。

※祈願札…「家内安全」や「合格祈願」など、願いを込める札。当日、会場で販売します（1枚100円）。皆さんの願いを龍に託してみてはいかがですか。

日時◆8月9日（日）午後3時～（本祭は午後7時～）
※雨天順延
場所◆パレード：清川村立緑小学校～清川村運動公園
本祭：清川村運動公園
交通◆本厚木駅〈5番線乗り場〉から宮ケ瀬行き、または上煤ケ谷行きバスで「別所温泉入口」下車　徒歩1分
※会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
問い合わせ◆青龍祭実行委員会事務局（清川村教育委員会事務局内）☎288―1215
ホームページ◆「青龍祭」
http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/sankan/event_seiryuusai1.html

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書カード（1,000円分）をプレゼントします。

登録した会員同士が、子育ての相互援助活動を行う仕組みを何というでしょうか。

① 子育て支援センター
② 町民活動サポートセンター
③ ファミリーサポートセンター

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。（ファクス可）
締め切り日◆7月8日（水）当日消印有効
あて先◆〒243-0392　角田251-1
愛川町役場総務課広報広聴班
ファクス 286-5021

正解と当選者は8月1日号でお知らせします。

6月号の答えと当選者（敬称略） ■正解：①6月30日 ■当選者：伊藤由紀子・中村寛子・梶原恵理子・井上徳枝・檜山嘉彦

ーション
ation

夏の交通事故防止運動
7月11日(土)～20日(月)

運動の重点
1　過労運転・無謀運転の防止
2　子どもと高齢者の交通事故防止
3　自転車の交通事故防止

母子・父子家庭激励慰安大会 日帰りバス旅行参加者募集

町内に住む母子家庭や父子家庭などひとり親家庭の方を対象に、親子の触れ合いや仲間との交流を深めるための激励慰安大会を開催します。

開催日◆8月23日(日)
行き先◆多摩テック(東京都日野市)
申し込みと問い合わせ◆7月24日(金)までに愛川町母子福祉会事務局(社会福祉協議会内)へお申し込みください。
☎(内線)3793
※一部費用を負担していただきます。

一日図書館員募集

図書館の仕事(本の貸し出し・返却・整理など)を体験してみませんか。

日時◆7月25日(土)、8月29日(土)午前9時～午後3時
※どちらか1日の体験になります。
対象◆町内在住の小学校4年生以上の方
定員◆各日5人(応募者多数の場合は抽選)
申し込みと問い合わせ◆7月18日(土)までに図書館へお申し込みください。
☎(直通)285-6963

今月の納税・納付期限

固定資産税	第2期分
国民健康保険税	第2期分
介護保険料	第2期分
後期高齢者医療保険料	第1期分

納期限 7月31日(金)
安全・確実・便利な口座振替で

今月の休日納税窓口

7月25日(土)・26日(日)
午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められます。

図書館だより 話題の本

▼森を歩く　田中　淳夫
▼生きなおす力　柳田　邦男
▼数の国のルイス・キャロル　ロビン・ウィルソン
▼少年少女飛行倶楽部　加納　朋子
▼ぼくとルークの一週間と一日　ダイアナ・ウィン・ジョーンズ
▼おばけ屋のおばけすいか　あわた　のぶこ

開館時間
午前9時30分～午後6時
問い合わせ
☎(直通)285－6963

町民相談　問 住民課住民相談班　☎(内線)3319

種　類	日　程
法律相談《完全予約制》	3日(金)・16日(木)　午前10時～午後3時 ※8月は7日(金)・20日(木)
司法書士法律相談	8日(水)　午後1時～4時
消費生活相談	2日・6日・9日・13日・16日・23日・27日・30日 午前10時～午後4時
交通事故相談	22日(水)　午後1時～4時
行政書士相談	9日(木)　午後1時～4時
多重債務相談	15日(水)　午後1時～4時
不動産相談	23日(木)　午後1時～4時

※会場は役場相談室です。
※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。
※司法書士法律相談は、民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限ります。

ハローワーク就労相談会　問 商工観光課商工労政班 ☎(内線)3523

ハローワーク職員による就労相談	9日(木)　午前10時～午後3時　役場1階相談コーナー

教育相談　問 教育開発センター　☎(直通)206-1061

来所相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	●レディースプラザ　6日(月) ●ラビンプラザ　13日(月) いずれも午前10時～午後3時
電話相談	平日　午前9時～午後4時

※不登校・校外活動・非行・就学相談など

文化会館 催し案内

◆ホール

月日	催　し	開演	終演	主　催	入 場
7/18（土）	読書普及映画会 映画「ティンカー・ベル」	14:00	15:20	図書館 ☎ 285-6963	無料 （先着 535 人）
7/24（金）	ふれあい映画会 「ブタがいた教室」	14:00	15:50	（財）相模原教育会館 ☎ 042-758-2190	無料 （先着 535 人） 保護者同伴
7/26（日）	愛川町文化会館事業協会 自主事業 「劇場版ポケットモンスター ダイヤモンド&パール アルセウス超克の時空へ」	10:00 14:00	12:00 16:00	愛川町・愛川町 文化会館事業協会 ☎ 285-6960	全席指定 700 円
8/2（日）	映画上映会 「あぶあぶあの奇跡」	13:30	15:30	愛川福祉懇話会 山田 ☎ 285-2024	全席自由 前売券 500 円 当日券 600 円

※「あいかわ夢カード」で、愛川町・愛川町文化会館事業協会主催事業の前売り券が購入できます。

◆展示

期間	催　し	主　催	備　考
7/10（金）〜 7/27（月）	愛川町遺族会 平和祈念事業展	愛川町遺族会 福祉支援課 ☎ 285-2111	
7/17（金）〜 7/31（金）	カナダとオーストラリアを巡って	玉置雅徳 ☎ 090-6099-5437	最終日は 15：00 まで
8/1（土）〜 8/9（日）	スリーエークラブ 「夏季絵画展」	スリーエークラブ 佐藤 ☎ 281-0330	初日は 13：00 から 最終日は 15：00 まで

※展示会場はすべて 1 階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前 9 時から午後 5 時までです。
※問い合わせは直接主催者にお願いします。

島津亜矢コンサート

天性のつやと張りのある声に抜群の歌唱力が魅力の島津亜矢コンサートを開催します。ご家族そろってお楽しみください。
日時◆9月 20 日（日）午後6時〜
会場◆文化会館ホール
入場料◆2,500 円（全席指定）
前売り開始日◆7 月 11 日（土）
※前売り券は文化会館窓口、町内各前売り所で販売します。前売り券が売り切れた場合、当日券はありません。
問い合わせ◆文化会館☎（直通）285-6960

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

今月の抽選予約	抽選結果
10 月利用分	8 月 2 日（日）

当選者は 8 月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。
予約できるスポーツ施設◆田代運動公園・三増公園（テニスコートのみ）・第 1 号公園体育館・中津工業団地第 1 号公園・中津工業団地第 2 号公園・坂本運動場・坂本体育館・志田運動場・小沢ソフトボール場
※ 厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。
※ 愛川町の施設を 2 回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。
問い合わせ◆スポーツ・文化振興課☎（直通）285-6958

今月の日曜・祝日当番医

5日：八木クリニック（☎280-1888）　12日：岡本医院（☎281-0114）
19日：石井医院（☎281-2105）　20日：熊坂外科呼吸器科医院（☎285-1139）
26日：関根医院（☎286-5431）
その他の日曜・祝日：厚木市休日夜間急患診療所（メジカルセンター☎297-5199）
※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

ヘルスあっぷ相談

日時◆7月28日（火）午後1時30分～3時
会場◆町保健センター
対象◆町民の方
内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など
問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎（内線）3339
※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

公共的施設における受動喫煙防止条例を制定

県では、公共的施設において、受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）による健康への悪影響から県民を守るため、「公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定（平成22年4月1日施行）しました。この条例により、学校や官公庁などの施設は禁煙となり、飲食店などの施設は禁煙または分煙が義務付けられます。

皆さんも家庭や地域・職場で、受動喫煙の防止に努めましょう。
問い合わせ◆県保健福祉部健康増進課たばこ対策室☎（直通）045-210-5015

乳がん・子宮がん（個別）検診の受診券を送付します

乳がん・子宮がん（個別）検診を申し込まれた方には、7月下旬に受診券をお送りします。指定医療機関へ事前に問い合わせをしてから受診しましょう。
問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎（内線）3339

7月のがん（集団）検診

がん（集団）検診を申し込まれた方には、6月中旬に受診券・問診票・便の検査容器（大腸がん検診申込者のみ）を送付しています。

受診券に記載されている受診日に受診しましょう。
持ち物◆受診券・問診票・検診料・便の検査容器（大腸がん検診申込者のみ）
検査項目◆胃・肺・大腸・乳・子宮

期　日	対象	会　場
7月　2日(木)	男性・女性	ラビンプラザ
7月　4日(土)	男性	町保健センター
7月16日(木)		
7月18日(土)	女性	
7月24日(金)		
7月25日(土)		
7月31日(金)	男性	

※検診日などを変更する場合は、お早めにご連絡ください。
※がん検診の申し込みは、受け付けを終了しています。
問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎（内線）3339

生活保護受給者など健康診査のお知らせ

医療保険に加入されていない40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防や早期発見のための健康診査を実施します。
実施期間◆8月1日（土）～11月30日（月）
※医療機関の休診日は除く
時間◆指定医療機関の診療時間内
対象◆町内在住で、医療保険に加入されていない40歳以上の方（生活保護を受けている方など）
内容◆問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、胸部エックス線検査など
受診料◆無料
問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎（内線）3339

保健師から一言

歯周病を知ろう

「虫歯」と「歯周病」の違いをご存知ですか？

虫歯は、歯が溶けたり歯に穴が開いたりする「歯自体の病気」です。それに対し歯周病は、文字どおり「歯の周りに起こる病気」です。歯の周りとは、歯茎、歯槽骨（歯を支えている骨）をさします。

日本人の成人のうち、10人に8人は歯周病にかかっているといわれています。

●歯周病の症状

歯周病は、痛みなどは出にくいのですが、次のような症状があります。

- まず、歯茎が腫れます。
- 歯ブラシを当てたときやリンゴをかじったときなど、ちょっと触っただけで血が出ます。
- さらに進行すると、歯を支えている骨が溶けていきます。すると、歯茎の位置が下がるので食べ物が挟まりやすくなったり、以前より歯が長くなったように見えたりします。また、冷たいものがしみるようになります。
- さらに悪化すると膿も出てくるので、口の中がねばねばして口臭もひどくなります。
- 歯の周りの骨がほとんどなくなると、歯はぐらぐらして抜けてしまいます。

●歯周病の予防

1. ていねいな歯みがきをしましょう。「磨いている」と「磨けている」は全く別なことです。自分に合ったブラッシングの仕方を知りましょう。「自分に合った歯ブラシの大きさ」「正しい歯ブラシの持ち方」などにも注意が必要です。
2. 規則正しい生活を送り、栄養のとれたバランスのよい食事を心掛けましょう。
3. 禁煙しましょう。
4. 歯科医で、定期的に歯石を取ってもらいましょう。

生涯を通して自分の歯でおいしく食事をしましょう。

マタニティセミナー（夏コース）

時間◆午後1時10分～4時（2日目のみ午前10時～午後1時）
会場◆町保健センター（2日目のみレディースプラザ）
対象◆初めて出産する方とご家族
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具
申し込みと問い合わせ◆予約が必要ですので、子育て支援課母子保健班☎（内線）3364へお申し込みください。

期　日	内　容
【1日目】8月3日（月）	オリエンテーション、自己紹介、講義「妊娠から分娩経過と過ごし方について」、妊婦体操、ハンドマッサージ、交流会 ※運動のできる服装、バスタオル、テキスト代（400円）をお持ちください。
【2日目】8月17日（月）	妊娠中の食事について（調理実習・試食） ※エプロン、三角きん、食材費（400円）をお持ちください。
【3日目】8月24日（月）	講義「お母さんと赤ちゃんの歯について」・「産後の生活と赤ちゃんの世話について」、赤ちゃんとの触れ合い（子育て支援センター訪問）、先輩ママとの交流 ※歯ブラシをお持ちください。
【4日目】8月31日（月）	講義「ファミリープラン（家族計画）について」、もく浴実習、ビデオ上映 ※ご都合のつく方はご夫婦でお越しください。

※4日間1コース

すくすく親子健康相談

日時◆7月28日（火）午前9時30分～11時
会場◆町保健センター
対象◆就学前の子とその保護者
内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など
持ち物◆母子健康手帳
問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎（内線）3364
※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

お子さんの歯科保健指導

期日◆7月23日（木）
会場◆町保健センター
持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎（内線）3364

歯科保健指導	対　象	受付時間
むしばいばい（虫歯予防）教室	・平成20年6月生まれ	午前9時30分～10時
2歳児歯科検診	・平成18年12月生まれ ・平成19年6月生まれ	午後1時15分～2時15分

※育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。
※むしばいばい教室の開始時間は午前10時から、終了時間は正午ごろになります。
※2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。
※対象者には7月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

乳幼児の健康診査

受付時間◆午後1時15分～2時15分
会場◆町保健センター
問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎（内線）3364

対　象	期　日	持ち物
4カ月児（平成21年3月生まれ）	8月4日（火）	母子健康手帳、問診票
10カ月児（平成20年10月生まれ）	8月6日（木）	母子健康手帳、問診票
1歳6カ月児（平成20年1月生まれ）	8月7日（金）	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児（平成18年1月生まれ）	8月18日（火）	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票（記入済みのもの）

※対象者には7月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

もぐもぐ赤ちゃんセミナー（離乳食講習会）

日時◆7月30日（木）午後1時30分～3時30分
会場◆町保健センター
対象◆生後3～8カ月の子とその保護者（10組）
内容◆離乳食の進め方・作り方の話と試食
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具
受講料◆200円（テキスト代）
申し込みと問い合わせ◆予約制ですので、7月23日（木）までに子育て支援課母子保健班☎（内線）3364へお申し込みください。

みんなの活動ファイル

【愛川ウインドオーケストラ】

町に音楽を届ける吹奏楽団

「愛川ウインドオーケストラ」は、平成3年に愛川町民吹奏楽団として発足した、町唯一の吹奏楽団です。現在では、年2回の発表の場に加え、ふるさとまつりなど町の行事でも素晴らしい音楽を届けてくれています。

団長の須田さんが「数ある中から音楽を選んだ仲間たち」と称する20代から70代までのさまざまな年代の皆さんが、音楽を通じて集まり、それぞれがそれぞれの立場で音楽を楽しみ、交流をはかる場所となっています。現在は、8月に開催されるサマーコンサートに向けた練習の最中。「冬の定期演奏会と夏のサマーコンサートは、町民皆さんに日ごろの成果を披露する場。ぜひ多くの方に足を運んでいただき、楽しんで欲しい」とのことで、練習にも熱が入ります。

現在、団では団員を募集しています。高校生以上でやる気のある方なら、経験の有無を問わずどなたでも入団できます。一度見学にお越しください。

活動日◆（個人練習）火・木曜日　午後9時～10時、（合奏練習）土曜日　午後7時～10時／日曜日　午前9時～午後1時　※土曜・日曜日は毎週交互に行います。
場所◆農村環境改善センター
問い合わせ◆飛沢（とびさわ）☎090－8854－6249
ホームページ◆http://awo.qee.jp/

第11回サマーコンサート

吹奏楽オリジナル曲から誰でも知っている映画音楽、ミュージカル曲、演歌、童謡など幅広い曲を演奏します。ぜひお越しください。

日時◆8月9日（日）午後1時開場　午後1時30分開演
場所◆文化会館
曲目◆シンフォニア・ノビリッシマ、海の男達の歌、ど演歌エキスプレス、夏の思い出、ジョン・ウィリアムスメドレーなど

わたしのとっておき

服部牧場のヒツジ。何を考えているのでしょうか？（K.Y さん）

寅さんでおなじみ、葛飾柴又の帝釈天へ行ってきました。（中津・齋藤さん）

●「みんなの活動ファイル」「わたしのとっておき」では、皆さんからの投稿を募集しています。掲載希望の方は、総務課広報広聴班☎（内線）3221まで。「わたしのとっておき」は電子メールでも受け付けています。住所・氏名・電話番号・作品の解説などを明記の上、お送りください。電子メール◆koho@town.aikawa.kanagawa.jp ※営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません。

Aikawa 愛川 Topics トピックス

健康を見直す一日 あいかわ健康の日を開催

町民皆さんに自分の健康をもう一度見つめ直してもらおうと、6月7日、「あいかわ健康の日2009」を開催しました。

会場では、超音波を利用して骨の密度を測定する「骨密度測定コーナー」、血管年齢（末梢血管の柔軟性）や動脈硬化度を測定する「血管年齢測定コーナー」のほか、厚木歯科医師会の協力による無料歯科検診など、健康に関するたくさんの催しが行われ、子どもから大人まで多くの来場者でにぎわいました。

また、「第18回町民ウォークラリー」も同時開催され、真夏を思わせる日差しの中、参加者たちは心地よい汗を流していました。

もしものときの備え 役場庁舎などにAEDを設置

役場庁舎や出張所、郷土資料館など、4つの施設にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。スポーツ施設や小中学校など、すでに設置されている施設を含めると、26施設に配備されています。

AEDは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

消防本部では、AEDの正しい使用方法や、適切な応急処置を身に付ける「普通救命講習会」を随時行っています。職場や地域、友人同士で受講してみませんか。希望される方は、消防本部までご連絡ください。

問い合わせ◆消防本部消防防災課☎（直通）285-3131

美しい町をごみの散乱から守ろう ごみゼロ・クリーンキャンペーン

5月31日、「あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン」を実施し、子どもやお年寄り、外国籍住民を含む約8,200人が、町内の道路、河原、広場などに散乱している空き缶やペットボトルなどのごみを拾い集めました。

どの区でも、子どもの参加が目立ちます。「こうした活動に子どものうちから参加させ、環境マナーを身に付けさせたい」とお母さん。

このキャンペーンで集められるごみの量は年々減っており、町民皆さんの環境保護に対する意識の高まりがこうした成果として現れています。

これからも皆さんで環境マナーを守り、住みよい町づくりを進めましょう。

広報 No.559
2009 7/1
あいかわ AIKAWA

6月1日現在の人口と世帯
（ ）内は前月比
※住民基本台帳登載人口と外国人登録の合計・世帯数

人口	43,773（△ 34）
男	22,744（△ 26）
女	21,029 （△ 8）
世帯	17,362（△ 14）

7月 あいかわカレンダー

1	（水）	
2	（木）	町長と話し合うつどい（田代児童館） 消費生活相談
3	（金）	法律相談
4	（土）	
5	（日）	当番医：八木クリニック
6	（月）	消費生活相談
7	（火）	4カ月児健康診査
8	（水）	司法書士法律相談
9	（木）	消費生活相談　行政書士相談　10カ月児健康診査 ハローワーク就労相談会
10	（金）	1歳6カ月児健康診査
11	（土）	
12	（日）	当番医：岡本医院
13	（月）	消費生活相談
14	（火）	3歳6カ月児健康診査
15	（水）	多重債務相談
16	（木）	法律相談　消費生活相談
17	（金）	
18	（土）	
19	（日）	当番医：石井医院
20	（月）	当番医：熊坂外科呼吸器科医院
21	（火）	
22	（水）	交通事故相談
23	（木）	消費生活相談　不動産相談　むしばいばい教室　2歳児歯科検診
24	（金）	
25	（土）	休日納税窓口
26	（日）	休日納税窓口　当番医：関根医院
27	（月）	消費生活相談
28	（火）	すくすく親子健康相談　ヘルスあっぷ相談
29	（水）	
30	（木）	消費生活相談　もぐもぐ赤ちゃんセミナー
31	（金）	

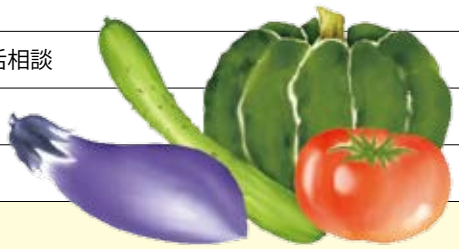

町内各地で夏祭り

7月は町内各地で夏祭りが開催されます。三増諏訪神社では、県指定無形民俗文化財の獅子舞が披露され、田代中津神社と半原神社では、子どもみこしと大人みこしが町内を練り歩きます。

年に一度の夏祭り。思い出づくりに出かけてみませんか。

田代中津神社の八坂祭　7月19日（日）
三増諏訪神社の獅子舞　7月19日（日）
半原神社の八雲祭　7月25日（土）・26日（日）
※みこしは26日のみ。

問い合わせ◆
商工観光課観光振興班☎（内線）3523

休館日・休園日

第1号公園体育館
毎週火曜日

田代運動公園・三増公園陸上競技場
毎週火曜日、22日（水）

町民活動サポートセンター
毎週水曜日

文化会館・ラビンプラザ
毎週火曜日

レディースプラザ
28日（火）

図書館
毎週火曜日

郷土資料館
6日（月）、13日（月）

日曜・祝日当番医の電話番号は、保健ガイド（P12）に掲載してあります。